

特定事業許可申請書等作成要領等

申請書、届出書、報告書等の提出部数は正本1部、副本1部（副本は写しで可）

なお、許可申請書類の作成に際しては、次のことに配慮願います。

- 申請書類は伸びるファイルまたはフラットファイル等で製本する。また、添付書類は原則A判（登記簿謄本など様式の決まっているものはこの限りではない）とする。
- 目次を作成し、インデックスを貼付する。
 - ・目次は、「許可申請の必要書類一覧表」に沿って作成する。
 - ・書類と書類の間に入れた仕切紙にインデックスを貼付すれば、書類に訂正や追加があった場合でも対応が可能（貼り直す必要がない。）
- 計画平面図などの図面で、A4判、A3判を超える大きさのものは、図面袋などに入れて末尾に綴じる。（A3判三つ折は直接ファイル可）
- 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記する。添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示しておく。
- 事業の目的、跡地利用目的等を記載した事業の概要書（A4判1枚程度）を必ず添付
- 特定事業区域予定地の現況（形状、構造物、周辺の道路等との関係など）が分かるような写真を添付すること。
 - ・複数枚数に分けて可
 - ・また、図面と照合できるよう、撮影方向を記載した平面図などを必要に応じて添付

I 特定事業許可申請書（様式第1号）記載要領

（1～14の番号は「許可申請の必要書類一覧表」に対応）

[申請書関係]

1 特定事業許可申請書（様式第1号）

(1) 申請者住所・氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）【添付書類3参照】のとおり正確に記載する。

支店長等が申請代理人となる場合※は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載すること。

※この場合、支店長等が申請代理人になり得ることを示す書類（委任状等）の添付が必要となります。

(2) 特定事業区域の所在地及び面積

特定事業区域は、区域外から搬入された土砂等の堆積が行われる区域である。地番はすべて、土地の登記事項証明書【添付書類8参照】のとおり正確に記載する。特定事業区域に該当地番が完全に包含されていない場合は、地番の後に「の一部」と記載すること。

（別紙に記載しても可）

(3) 特定事業の用に供する施設の設置計画

縮尺 500 分の1程度の図面を作成し、その位置を明示すること。（土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所等の施設の位置を明示する。）

なお、特定事業区域を色塗り等により明示すること。

また、事業の概要書（A4判1枚程度に、事業内容、跡地利用、工程等を簡潔に記載したもの）を添付すること。

(4) 現場事務所の所在地

現場事務所の所在地を記載すること。

なお、現場事務所は特定事業区域から30分程度の距離に位置していなければならない。

設置位置を「特定事業に供する施設の設置計画【申請書関係(3)参照】」において作成する図面等に明示し、距離及び片道の所要時間を記載すること。

(5) 現場責任者の氏名

現場責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載する。

(6) 土壌の汚染状況についての検査結果

検査試料の採取地点の位置図、検査試料採取調書及び計量証明事業者が発行した検査結果を証明する書面によること。（添付書類 9、10、11 で可）

土壌の検査は、特定事業区域の面積が 1 ヘクタール以下の場合は 1 区域、1 ヘクタールを超える場合は 1 ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果証明書を添付すること。

また、土壌の直近の状況を把握するため、検査試料は概ね 3 月以内に採取したものであること。サンプリング方法については【添付資料 11 参照】。

(7) 浸透水を採取するための措置

特定事業区域内に埋め立てられた土砂等の浸透水が採取できる施設とし、その構造、材質及び採取位置、方法を記載した図面とすること。また、浸透水を採取するための有孔管等の埋設位置、浸透水の採取場所を明示すること。なお、浸透水が表流水や雨水等と混ざらない構造とすること。また、配管を使用する場合は無鉛管とすること。

必要に応じ A4 判 1 枚程度に採取施設の概要を記載すること。

(8) 特定事業に使用される土砂等の量

使用する土砂等の量を積算した計算書【添付書類 12 参照】の量を記載すること。

(9) 特定事業の施行期間

特定事業を行う期間を記載すること。

開始日については申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおくこと。

また、期間延長は許可申請が必要となるので、十分な工期設定とすること。

許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。

2 申請手数料

申請手数料として 40,800 円を現金で納付すること。

[添付書類関係]

3 申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）

住民票、登記事項証明書等は、原本とし、3 月以内に発行されたものに限る。

4 申請者が未成年者の場合、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合は登記事項証明書）

住民票、登記事項証明書等は、原本とし、3 月以内に発行されたものに限る。

5 特定事業の施行計画書

A4 判 1 枚程度に、堆積行為の施行の開始から完了までの間の各工事種別、その工程ごとの施行方法を記載し、予定している採取場所ごとの搬入予定量と搬入計画を記載すること。

なお、特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制や対応方針を明確にした現場組織表を添付すること。

6 特定事業区域の位置図及び周辺見取図

位置図は、縮尺 5 万分の 1 以上で、道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとし、特定事業区域の位置を明示する。

特定事業区域及びその周辺の見取図は、特定事業区域の周辺、特定事業場の形状及び進入路が分かる図面とする。

7 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図

特定事業区域の施行前の形状が確認できるものであること。

なお、当該図面には、特定事業区域が判明できるよう色塗り等により明示すること。また、施設の説明等必要事項を記載すること。

8 特定事業区域内の土地の登記事項証明書（申請者が土地所有者でない場合は、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し

登記事項証明書は、原本を添付し、3月以内に発行されたものに限る。

公図の写しは、原本を添付し、特定事業場及び特定事業区域を明示すること。

特定事業区域内の土地が申請者自らの所有地でない場合は、賃貸借契約書等の当該土地の使用権限を証する書類（写しで可）又は使用承諾書等を添付すること。

9 土壌の検査試料の採取地点の位置図

平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示する。

特定事業区域が1ヘクタールを超え、複数の区域で検査を行った場合は、土壌の計量証明書の試料番号等に対応した番号等を明示すること。

10 土壌の検査の採取試料ごとに作成した検査試料採取調書（様式第2号）

実際に検査試料を採取した者（法人の場合、代表者でなくても可）が作成すること。

複数の区域で検査を行った場合は、原則として検査試料ごとに作成する。

「採取した試料の検査に係る計量証明書の発行番号等」の欄は、当該調書に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように計量証明書の発行番号等を記載すること。

「採取深度」は、試料を採取した深さについて、cm単位で記載する。

採取の際の現場写真を添付すること。

11 土壌の検査に係る計量証明書

概ね3月以内に計量証明事業者が発行したものに限る。

土壌のサンプリング方法は次のとおり

- ・試料は原則として、特定事業区域を5区域に等分し、等分した5地点から採取した土砂等を等量混合する。
- ・深さは50cmまでのできるだけ深い位置で採取する。
- ・このサンプリング方法は、搬入する土砂等の検査においても同様である。

12 使用される土砂等の量を積算した計算書

横断面図、縦断面図を元に作成した数量計算書など、特定事業に使用される土砂等の量の積算根拠を添付すること。

なお、許可を受けた後に土砂等の量が変わる場合、土砂等の量が増加するものについては、変更許可を受ける必要があるので留意すること。

13 大分市暴力団排除条例に基づく申請者が暴力団等でない旨の誓約書

住民票の写し（法人の場合は登記簿謄本）【添付書類3参照】のとおり正確に記載する。

申請者が法人にあっては、生年月日は代表者のものを記載すること。

14 その他

特定事業を実施することに際して他法令の許可等を要する場合は当該行為の許可書等の写しを提出すること。許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（原則として受理印を押したもの）とする。

予定地の写真及び当該撮影位置が分かる図面を添付すること。

II 特定事業（一時的堆積事業）許可申請書記載要領

（次の項目以外は、「I 特定事業許可申請書（様式第1号）記載要領」と共通）

[添付書類関係]

- 7 最大堆積時における計画平面図及び計画断面図
特定事業の施工前の形状が確認できるものであること。
当該図面には、特定事業区域が判明できるよう、色塗り等により明示すること。
- 12 堆積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであることを示す図面構造が判明できる図面とするほか、遮断物の材質も明記すること。
- 13 最大堆積時の土砂等の量を積算した計算書
横断面図、縦断面図を元に作成した数量計算書など、堆積が最大となった場合の土砂等の量の積算根拠を添付すること。

III 特定事業着手届出書（様式第5号）

- 1 許可を受けた特定事業について、事業に着手したときに届け出ること。
- 2 許可番号等
許可を受けた特定事業の許可年月日及び許可番号を記載すること。
- 3 土砂等搬入届出書の提出年月日
事業の着手に当たって搬入しようとする土砂等の搬入届出書について記載する。

IV 土砂等搬入届書（様式第6号）

- 1 土砂等の採取場所1箇所につき1通作成すること。
- 2 土砂等を採取した者の住所、氏名及び電話番号
採取元証明書（様式第7号）の土砂等を採取した者（証明者）について記載する。
- 3 土砂等の搬入予定量
当該採取場所からの全体搬入予定量を記載する。なお、同一採取場所の場合、5,000立方メートル以内ごとに1通作成すること。
- 4 土砂基準適合証明書（検査試料採取調書及び計量証明書（VI参照））の添付を省略できる場合（条例第14条ただし書）
次の場合に限る。（その他の場合は、添付が必要である。）
 - (1) 搬入しようとする土砂等が、採石法、砂利採取法等の許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合
 - ・当該許認可書の写しが添付されていること。
 - ・上記に加え、売渡証明書など、当該採取場所から採取された土砂等を譲渡したことを証する書面が添付されていること。（土砂量等、今回搬入予定の土砂であることが記載されていること。）
 - (2) 搬入しようとする土砂等が、県内の一時的堆積事業を行う場所（土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から採取したものである場合
 - ・一時堆積事業に係る搬入届に添付された採取元証明書、検査試料採取調書、計量証明書の写しが添付されていること。
 - (3) その他土壌汚染のおそれがないと知事が認めたとき

V 採取元証明書（様式第7号）

- 1 証明に係る土砂等の発生元の建設工事等の概要
発生元が複数ある場合は、別葉に作成して添付すること。
- 2 証明に係る土砂等の量
5,000立方メートル以内であること。

- 3 証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号
採取場所から特定事業区域まで運搬する事業者等についてすべて記載する。
- 4 証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号
搬出先の特定事業者について記載する。

VI 検査試料採取調書（様式第2号）

- 1 採取者
土壌検査又は水質検査のための試料を採取した者が作成する。
- 2 土壌検査、水質検査ごとに作成する。
- 3 当該検査の結果を証明する書面
試料ごとに、計量証明事業者が発行した計量証明書の添付が必要である。

VII 土砂等管理台帳（様式第8号）

- 1 1日ごとの搬入量が、採取場所ごとの内訳が分かるように作成する。なお、搬入量が搬入届値を超過することがないようにすること。
- 2 採取場所の事業者名
土砂等を採取した者の氏名又は名称を記載する。
- 3 一時堆積事業については、1日ごとの搬入量と搬出量の内訳が分かるように作成する。

VIII 特定事業水質・土壌検査報告書（様式第9号）

- 1 検査試料採取者の住所、氏名及び電話番号
検査試料採取調書（様式第2号）の採取者について記載する。
- 2 検査結果
計量証明事業者が発行した計量証明書とする。

IX 土砂等の堆積行為に関する標識

縦横それぞれ90cm以上とし、見やすい場所に掲げること。

X 特定事業の用に供する施設に境界標示

特定事業の用に供する施設とそれ以外の区域との境界を明らかにするため、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置すること。

- ・コンクリート杭など、破損するおそれが少ないものが望ましい。
- ・施行期間が短い場合や、隣接地との関係でコンクリート杭などの設置が難しい場合は、木製杭などでも差支えないが、破損した場合すみやかに復旧するようにすること。ただし、擁壁や側溝のほか、第三者による特定事業区域への廃棄物不法投棄を防止するために設置するフェンスなど、構造物によって境界を明らかにすることができる場合は、この限りではない。

XI その他

- 1 変更の許可
条例第10条第1項各号に掲げる事項の変更をする場合には、条例第12条の規定に基づき、変更の許可を受けること。（様式第3号「特定事業変更許可申請書」）
なお、工期延長をする場合、変更許可申請をすること。
- 2 変更の届出
軽微な変更（条例施行規則第12条第1項に掲げる事項の変更）については、遅滞なく、変更のあった旨を届け出ること。（様式第4号「特定事業変更届」）